

# 令和6年度和歌山県立情報交流センターホームページ構築業務 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

- (1) 業務名  
令和6年度和歌山県立情報交流センターホームページ構築業務
- (2) 業務内容  
別紙「委託業務仕様書」のとおり
- (3) 見積上限額  
金6,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- (4) 契約期間  
契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

## 2 応募資格

応募できる事業者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者ではないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者でないこと。
- (6) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (7) 国税及び和歌山県税の滞納がない者であること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (9) 暴力団員により不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でないこと。

## 3 スケジュール

項目	期日・期限
公募開始	令和6年5月31日（金）から
質問期限	令和6年6月7日（金）17時まで
質問への回答期限	令和6年6月13日（木）17時まで
参加表明書の提出期限	令和6年6月14日（金）17時まで

企画提案書等の提出期限	令和6年7月1日(月)17時まで
選定委員会	令和6年7月11日(木) (予定)
審査結果の通知	選定委員会の翌日以降
契約期間	契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

#### 4 質問及び回答

応募にあたり質問がある場合は、質問票(様式3)を提出すること。

(1) 質問期限

令和6年6月7日(金)17時まで

(2) 提出先

和歌山県地域振興部地域政策局デジタル社会推進課

E-mail: e1003001@pref.wakayama.lg.jp

(3) 提出方法

電子メールにより上記期限内に提出すること。

なお、質問期限を過ぎて提出された質問票は一切受け付けない。

(4) 質問への回答期限

令和6年6月13日(木)17時までにデジタル社会推進課ホームページにおいて公表する。

なお、提案書類の記載内容に関する質問、他の応募者からの提案書類提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるため一切受け付けない。

#### 5 プロポーザル参加表明書の提出

プロポーザルに参加する意思のある応募者は、参加表明書(様式4)を提出すること。なお、参加表明書を提出しない者は当該プロポーザルに参加できない。

(1) 提出期限

令和6年6月14日(金)17時まで

(2) 提出先

和歌山県地域振興部地域政策局デジタル社会推進課

E-mail: e1003001@pref.wakayama.lg.jp

(3) 提出方法

ア 電子メールにより上記期限内に提出すること。

イ 電子メールの提出後、受領確認についてデジタル社会推進課あて電話にて必ず行うこと。

#### 6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

次に掲げる書類を必要部数提出すること。書類はすべてA4サイズとする。なお、和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格を有する場合は、同決定通知書

(写) を提出することで、⑧～⑩の書類を省略することができる。

〔提出書類一覧〕

No.	項目	様式種別	部数	
①	企画提案申請書	様式 1	1 部	
②	応募資格に反しない旨の宣誓書	様式 2	1 部	
③	企画提案書	任意様式	8 部	・委託業務仕様書を必ず参考にすること ※電子メールでも提出すること
④	見積書	任意様式	1 部	・消費税及び地方消費税を含む金額を記載し、見積金額は「1 (3) 見積上限額」を超えないこと ・経費の内訳を記載すること
⑤	団体の概要に関する調書	—	1 部	
⑥	役員等に関する調書	—	1 部	
⑦	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類	—	1 部	直近 1 か年度分の決算書類
⑧	登記事項証明書	—	1 部	発行後 3 か月以内のもの
⑨	消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書	—	1 部	発行後 3 か月以内のもの
⑩	和歌山県税に係る徴収金について未納の徴収金がないことの証明書	—	1 部	発行後 3 か月以内のもの

(2) 提出期限

令和 6 年 7 月 1 日 (月) 17 時まで (必着)

(3) 提出先

和歌山県地域振興部地域政策局デジタル社会推進課

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目 1 番地 県庁本館 4 階

E-mail : e1003001@pref.wakayama.lg.jp

(4) 提出方法

ア 上記期限内に持参又は郵送で提出することとし、(1)③企画提案書は電子メールでも提出すること。

イ 郵送や電子メールの提出後、受領確認についてデジタル社会推進課あて電話にて必ず行うこと。

ウ 提出期限を過ぎて提出された企画提案書等は一切受け付けない。

(5) その他

ア 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

イ 提案のあった企画提案書等は返却しない。

ウ 提出された書類の差替え、追加及び削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。

## 7 審査・選定

### (1) 審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された「和歌山県地域振興部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行う。

なお、契約候補者の審査にあたっては、評価項目に基づき、応募者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価・採点し、契約候補者を選定する。

### (2) 選定委員会

ア 開催日時 令和6年7月11日（木）（予定） ※詳細は、別途、応募者に通知する。

イ 開催場所 和歌山県庁会議室 ※詳細は、別途、応募者に通知する。

ウ 企画提案の所要時間（1応募者あたり）

- ・プレゼンテーション 15分以内
- ・選定委員からの質疑 15分程度

### エ 注意事項

- ① プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の受付順とする。
- ② プレゼンテーション参加人数は、1応募者あたり3名までとする。
- ③ プレゼンテーションはあらかじめ提出した企画提案書に基づいて実施することとし、パソコンやプロジェクター等の機材は使用できない。
- ④ 応募者は、他の応募者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ⑤ 指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

### (3) 評価項目及び評価内容

提案する事業内容について、審査基準（別紙）に基づき数値（得点）で評価し、契約候補者を選定する。なお、選定委員会において必要と認める評価項目を追加する場合がある。

### (4) 契約候補者の選定

各選定委員の評価点の合計が、満点の6割以上である事業提案を行った応募者のうち評価点の合計が最も高い応募者1者を契約候補者として選定する。また、評価点が高同点の場合は、選定委員により多数決により決定するものとする。

なお、応募者が1者の場合においても、選定委員会における評価の結果、各選定委員の評価点の合計が満点の6割以上に達している場合、当該応募者を契約候補者に選定する。

### (5) 審査結果の通知

審査結果は、選定委員会の翌日以降に応募者に文書にて通知する。

### (6) 審査結果の公表方法及び内容

審査結果は、選定委員会の翌日以降にデジタル社会推進課ホームページにて次の内容を公表する。

ア 契約候補者の名称及び評価点

イ 次点以下の応募者の評価点（応募者名は公表しない。）

### (7) その他

ア 提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に応募者に入札参加資格停止等の事由が生じた場合は、以後の本件に関する手続きの応募資格を失うものとする。

また、契約候補者が当該応募資格を失った場合は、次順位の応募者と本件に関する手続きを行う。

イ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに県まで連絡するとともに、書面により届け出ること。

ウ 契約候補者は、本件業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ県の承認を受けた場合に限り、業務の一部を委託することができる。

## 8 失格事由

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 「2 応募資格」に掲げる応募資格を満たさない場合
- (2) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (3) 同一の応募者が2件以上の提案をした場合
- (4) 企画提案書等作成のための本実施要領及び委託業務仕様書に示された条件に適合しない場合
- (5) 企画提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (6) 応募者に次の行為があった場合

ア 直接又は間接を問わず故意に選定委員への接触を求めること。

イ 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 契約候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を開示すること。

エ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定の結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。

## 9 契約

- (1) 契約の締結

選定した契約候補者と県は、企画提案の内容に基づき、協議の上で委託業務仕様書の内容等を確定し、契約を締結する。

なお、協議が調わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、選定の結果において、次順位の契約候補者と協議する。

- (2) 契約保証金

契約締結前に、原則として契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、和歌山県財務規則第93条の規定に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

## 10 その他

- (1) 契約候補者に選定された場合は県と十分協議を行いながら事業を進めること。

- (2) 企画提案書に含まれる特許権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっている者を使用した結果生じた責任の一切は、企画提案書提出者が負う。
- (3) 提出された企画提案書は「和歌山県情報公開条例（平成 13 年和歌山県条例第 2 号）」に基づき、情報公開の対象となる。

## 11 問い合わせ先

担当課 和歌山県地域振興部地域政策局デジタル社会推進課

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目 1 番地 県庁本館 4 階

担 当 橋本、楠木

電 話 073-441-2405

E-mail e1003001@pref.wakayama.lg.jp

(別紙)

令和6年度和歌山県立情報交流センターホームページ構築業務  
プロポーザル審査基準

評価項目	評価内容	評価点	倍率	配点
1 企画提案内容				
実施方針	本業務の目的や業務内容を理解しているか。	1/2/3/4/5	×1	5
利便性	利用者にとって短時間で簡単に目的のページに到達できる構成であるなど、利便性の高い提案であるか。	1/2/3/4/5	×3	15
デザイン性	各ページのデザインが統一されており、利用者が閲覧しやすく使いやすい、優れたデザインであるか。	1/2/3/4/5	×3	15
新規提案	施設の魅力をより多くの人々へ発信できるような、情報媒体としての新たな取組があるか。	1/2/3/4/5	×3	15
業務効率化	施設運営者が予約管理やイベント告知等を行う際、CMS機能を使った操作しやすい仕様であるか。	1/2/3/4/5	×3	15
保守運用	ホームページ公開後のセキュリティへの配慮やアクセス解析、バックアップ、障害管理が具体的に記載されているか。	1/2/3/4/5	×3	15
2 業務遂行能力等				
業務経費	見積価格は適正であるか。また、令和7年度以降の保守運用の見積価格も適正であり、効率的な費用計上であるか。	1/2/3/4/5	×2	10
業務体制	業務を実施する上で、円滑な業務実施や適切なスケジュール管理など、十分な体制であるか。	1/2/3/4/5	×1	5
業務実績	本業務を遂行するために必要な経験やノウハウを十分に有しているか。	1/2/3/4/5	×1	5

合計 100

〈採点の考え方〉

評価点	評価
5	非常に高く評価できる
4	高く評価できる
3	概ね評価できる ※仕様を満たしているなど、適格水準にある。
2	あまり評価できない
1	全く評価できない